

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることが出来るよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

医療関係

- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施 等

障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保 等

関係機関等の連携

- 協議の場の設置
- 重症心身障害児者等コーディネーターの配置 等

保健関係

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応 等

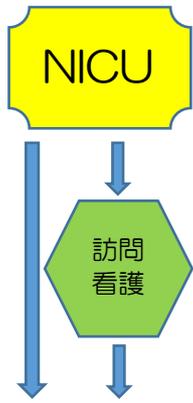
教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修) 等

地方公共団体の関係課室等の連携

- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

医療的ケアが必要な児童への支援検討



- ◎ 同年代の子どもたちと同じように保育園に通いたい。
(課題等)
 - 1 保育園で、医療的ケアが必要なため、家族が保育園に出向き、医療行為を行っている。
→ 家族の負担が大きい。
 - 2 看護師は、家族に代わって医療を行うことができる。
→ 保育園に看護師の配置があっても、医療行為を期待できない(※保育士としての配置)
→ 保育園で訪問看護を利用した場合、医療保険の適用外となる。
 - 3 在宅生活を継続するために必要な支援は、訪問看護だけでなく、成長とともに変化する。
→ コーディネータ不在(専門性のある職員が主となり、チーム支援が必要)
- NICUから市(健康課)につながらない事例がある。
→ 家族が子の支援を抱え込んでしまう?

健康課		子育て支援課・かがっこネット・こども育成相談センター・相談支援事業所・(市)教育委員会など			(県)教育委員会	
【入所】重症心身障害児施設等						
出産前	【在宅】主に家族介護のもと在宅で生活 (障害児通所支援、訪問看護等)		特別支援学校			
	出産後	保育園	小学校	中学校	高等学校	大学
	0	5	11	14	17	中退 就労

相談支援事業所

訪問看護事業所

まずは、早期療育検討会において、課題を整理し、必要な支援体制を整備する。
 ・市の体制 ・コーディネーター ・事業化に必要な条件 など

医療的ケア支援事業について

医療的ケア(※)を必要とする児童が在籍する保育園等に看護師等を派遣することにより、保育園等での生活を安心して送ることができるよう支援する。

※ 吸たん、導尿など家族ができる行為

【対象】 市内に住所を有する者

【内容】 指定訪問看護事業者に委託して実施

【場所】 通常通う市内の保育園等

【申請】 主治医が作成した指示書を添えて申請

【利用】 原則として、2回以内/週 無料

ただし、訪問看護指示書、衛生材料は利用者負担。

【委託料】 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法による